

## 十二町小学校いじめ防止基本方針

### (1) いじめ防止に向けての基本姿勢

#### ① 基本姿勢

児童にとって楽しいものであるはずの学校生活で、いじめが起こることのないように、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を全教職員で共有する。そして、全教職員で全児童を見守り、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

#### ② いじめの定義

- ・ 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）
  - ・ いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。（富山県いじめ防止基本方針）
- ※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

### (2) いじめの防止等に関する具体的方策

#### ① 未然防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童をいじめに向かわせないための取組を行う。

ア 充実感や達成感を味わうことができる「分かる授業」づくり、自己存在感を高め、児童が安心できる居場所づくりに努める。

イ 多様な考えを認め、学び合う学習集団づくりを目指し、日々の学習指導の場を工夫する。

ウ 3あ運動（安全、挨拶、後始末）を中心に規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。全教職員で全児童のよさを見付け、声がけしていく。

エ 全教育活動を通して、道徳教育や「いのちの教育」、人権教育を推進し、互いのよさや違いを認め合い、かけがえのない「いのち」を大切に、互いに尊重し合う心と態度を育てる。特に配慮が必要な児童に対しては、児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の児童に対しても必要な指導を組織的に行う。

オ 道徳科では、いじめに関する教材を積極的に取り扱う。

カ 学級運営では、自己存在感や自己有用感を高め、心の居場所づくりに努める。

キ 児童会活動では、児童の自主性を重んじ、思いやりの心の育成を目指しながら、いじめを生まない学校とするための活動を推進する。

ク いじめを防ぐ取組やいじめを生まない適切な言動（ほかほか言葉やよさ見付け）等、いじめ問題について理解を深め、教職員の人権感覚を高める研修を行う。

ケ ネットいじめ等を防止するため、情報モラル教育を計画的に進める。

コ 教育相談から児童理解を深め、家庭と一体となっていじめの未然防止に努める。

#### ② 早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、早い段階から複数の教職員で対応する。いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

ア 全教職員が協力し、複数の視点で児童を見守り、心のサインや小さな変化を見逃さないようにする。また、毎日の生活の様子や普段の授業等から、教職員間で情報を共有し、迅速な報告・連絡・相談に努める。

イ 毎週火曜日に、全教職員による「十二町っ子サポート会議」を行い、児童の実態の共通理解を図りながら、問題の早期発見に努める。

ウ 児童に「心のアンケート」、保護者に「いじめ早期発見のための家庭用アンケート」を定期的に行い、いじめの早期発見に努める。

エ 調査に基づいた教育相談の充実を図る。

オ 保護者や地域の人々からの情報を得るため、「いじめ相談窓口」（91-0921 教頭、生徒指導主事）を周知する。

カ 「SOSの出し方に関する教育」プログラムを実施し、悩みの早期発見に努める。

③ 早期対応

いじめの情報がいった場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全を確保し、関係児童に対して事実確認を行った上で適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、事案に応じ、家庭や教育委員会、関係機関と連携する。

ア いじめの情報がいった場合は、「いじめ事案初期対応実践フローチャート」を参考にして、関係教師等によるチームを編成し、教職員の緊密な情報交換や共通理解を図り、指導方針を明確化して対応する。

イ 聞き取り調査等による詳細な事実確認と正確な状況把握を正確かつ迅速に行う。

ウ いじめを受けた児童に対しては、本人の痛み寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。また、いじめを行う児童に対しては、毅然とした対応を行う。

エ 教育委員会へ報告し、必要に応じ氷見市教育総合センター、児童相談所、警察署等への協力要請、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣要請を行う。

オ 保護者に対し、明らかになった事実と経過、今後の予定等を具体的に報告し、理解と協力を求める。謝罪が必要な場合は、謝罪する。

カ いじめの原因や背景を把握し、その情報を全教職員で共有し、いじめの再発を防止する。いじめ解消の判断においては、いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいることや、被害児童と保護者に確認し、心身の苦痛を感じていないことを勘案する。また、いじめが解決したと判断した場合でも、見守りを続け、必要な指導を行う。

キ ネットいじめについては、サイト管理者への削除要請を行うとともに、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、市教委や警察と連携して対応する。

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」と「十二町っ子サポート会議」を設置する。

① 「いじめ防止対策委員会」

ア 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等の教職員、必要に応じて、心理や福祉の専門家、PTA会長、保育園長、地域在住元警察官、地区在住元教員

イ 内容

(ア) 十二町小学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認をし、有効な対策を検討する。

(イ) 学校におけるいじめに関する相談や通報に対応する。

(ウ) 重大な事案が発生した場合は、教育委員会へ報告するとともに、関係機関（教育総合センター、児童相談所、警察署等）への協力要請、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣要請を行い、連携して対応する。

(エ) 教師の指導力や学校の対応力向上のための研修を実施する。

(オ) 児童や保護者、地域の人々に対する情報発信と意識啓発を行う。

② 「十二町っ子サポート会議」

ア 構成員

全教職員、スクールカウンセラー

イ 内容

(ア) 毎週火曜日に実施

(イ) 早期に発見した児童の問題行動等について、現状や指導についての情報を共有し、児童の見守りや支援に努める。

(4) 家庭や地域との連携

児童の健やかな成長を促すため、PTAや地域、学校がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭や地域と連携した対策を推進する。

① 「十二町小学校いじめ防止基本方針」をホームページ等で公表し、保護者や地域の人々の理解を得よう努める。

② 家庭訪問や学校だより、学年だより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。

- ③ いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、協力してその解決に当たる。
- ④ P T Aや学校運営協議会等、地域の関係団体と共に、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。(P T A総会、学級懇談会、学校運営協議会等)
- ⑤ スマートフォンや携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機を使ったネットいじめの事例を紹介するなど、ネット利用の危険性について理解を深める啓発活動を行うとともに、家庭のネットルールづくりを推奨する。

(5) 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組	家庭・地域等との連携
4	・十二町小学校いじめ防止基本方針の見直し	・学校運営協議会 ・学習参観 (P T A総会) ・地区訪問
5	・ほかほか週間 ・いじめについての校内研修会	・運動会
6	・ほかほか週間 ・児童アンケート (「心のアンケート」) の実施 ・保護者アンケート (「いじめ早期発見のための家庭用アンケート」) の実施 ・教育相談 (全員面談) の実施 ・いじめ防止対策委員会	・P T A資源リサイクル活動
7	・保護者会における啓発活動	・保護者会
8	・ほかほか週間	・早朝親子除草
9	・小中連携による啓発活動 (ハートフル標語の作成) ・いじめ防止対策委員会	・高齢者宅訪問 ・学校運営協議会 ・ふれあいウォークラリー
10	・ほかほか週間 ・小中連携による啓発活動 (ハートフル標語の掲示)	・学習発表会
11	・ほかほか週間 ・児童アンケートの実施 ・保護者アンケートの実施 ・教育相談 (全員面談) の実施 ・いじめ防止対策委員会	・もちつき大会
12	・人権週間の取組 ・保護者会における啓発活動 ・いじめについての校内研修会	・保護者会
1	・ほかほか週間 ・ネットトラブル防止校内研修会	・学習参観
2	・ほかほか週間 ・児童アンケートの実施 ・保護者アンケートの実施 ・教育相談 (全員面談) の実施 ・いじめ防止対策委員会	・学校運営協議会
3	・いじめ防止に向けた取組の見直し	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「十二町っ子サポート会議」の開催</li> <li>・学年だよりの発行 (毎月)</li> <li>・学校だよりの発行</li> </ul>	